

平成 27 年度 事業計画

墨田さんさん会本部

墨田さんさんプラザ

すみださんさんるーむ

ワクワク工房デイサービス

亀沢七福福祉作業所

向島七福福祉作業所

ほーむ大洋

ほーむアンブレラ

相談支援センターさんさん

社会福祉法人 墨田さんさん会

平成27年度 墨田さんさん会本部 事業計画

1. 墨田さんさん会の活動理念

私たちは、知的障害のある方たちが、住みなれた地域で安心して幸せに暮らすことができるように、ライフサイクルの様々な分野における支援活動を積極的に展開していきます。

2. 理事会・評議員会の開催

当法人の実施事業に関わる重要事項等を審議するための理事会・評議員会は、次のとおり開催します。

第1回理事会・第1回評議員会	平成27年 5月
第2回理事会・第2回評議員会	平成27年 7月
第3回理事会・第3回評議員会	平成27年 9月
第4回理事会・第4回評議員会	平成27年12月
第5回理事会・第5回評議員会	平成28年 3月

(上記日程は、必要に応じて変更又は臨時に開催することがあります。)

3. 施設事業運営指導

- ① 各施設事業の適正な執行を確保するため事業運営、及び会計処理について連絡調整します。
- ② 人事や研修等について適正な支援をしていきます。

4. 事業の推進

25年度より予算を計上し、新事業の計画を致しましたが諸事情により遅れてきました。

今年度は26年度に続き、その事業を具体化し建設に向け動き始めます。新事業所の建設については建設計画のスケジュール、業者との交渉、資金の執行、関係機関との必要書類の申請や調整等を適切に行っていきます。

(1) 目的

現在、墨田さんさん会では、事業所の賃借をし、その契約を繰り返し、何度も移転を余儀なくされている事業所があります。利用者や職員の精神的、物理的苦痛を考えると安定した環境を整えることが法人の責務と考えています。そうした時に、障害者福祉課から区立のB型作業所である厚生会館が耐震問題により廃止を検討しており、事業閉鎖後の利用者の受け入れ先として打診してきました。そのことを踏まえ、墨田さんさん会として障害を持った人たちが安心して地域で暮らすことができる環境づくりを目的に新しい事業所の建設を推進します。

①新事業所の概要

就労支援継続B型の事業 定員40名 亀沢七福作業所+厚生会館の通所希望者

② 運営場所

墨田区横川4丁目11-2

土地面積 258㎡

- ③ 建物概要(案) 3階建 192.98㎡(58.37坪)×3階
- 1階 店・喫茶・厨房・事務所・応接室兼会議室・エレベーター・トイレ
- 2階 作業室・手洗い所・更衣室・エレベーター・トイレ
- 3階 食堂・厨房・相談室・エレベーター・トイレ

(2) 年間スケジュール

27年 4月	解体工事
4月～6月	建設確認
6月	建設業者入札
7月～28年2月	工事着工・工事竣工
28年 3月	開設準備
	備品の搬入・厚生会館への職員派遣
	利用者の受け入れ準備
4月	開設

5. 研修計画

28年度の新設事業所の職員配備を視野に入れ、職員の育成に努めてまいります。研修制度の確立や中・長期的な人材育成が求められています。このため、今年度は一層の職員研修を充実させていきます。

(1) 研修の開催

ア 法人内での研修の実施

- ・新規採用者へのオリエンテーション
- ・全職員研修 年2回

イ 外部研修への派遣

- ・東京都・東社協等の実施する研修に派遣してまいります。

(2) 中・長期的な人材育成計画

研修計画書の作成、初任者研修、中堅職員、指導層、管理職等職位ごとのスキルを中・長期的に定め、研修を実施してまいります。専門職としての技術を磨くことや必要な資格を取る等職員のキャリアアップを進めてまいります。

6. 広報活動

基本理念のアピール活動を継続し、地域に広く定着できるよう努力してまいります。知的障害者やその支援事業に対する理解を深め、差別のない社会に向け発信してまいります。自主生産品が地域に自信を持って販売促進ができるよう今後も広報活動のほか、ホームページを充実し、法人の事業の内容について引き続き詳しく掲載をしてまいります。

平成27年度 墨田さんさんプラザ事業計画

1. 基本方針

墨田さんさんプラザでは、社会福祉法人墨田さんさん会の活動理念に則り、次の基本方針に沿って事業を実施します。

- (1) 一般企業へ就労することが困難な知的障害のある方に、施設と仕事を提供し、仕事や集団生活を通して、日常生活の自立及び社会的適応能力・作業能力の向上を支援していきます。
- (2) 利用者の一般企業への就労支援を行っていきます。
- (3) 利用者の個性にきめ細かく配慮するとともに、意思を尊重した支援を行っていきます。
- (4) 利用者の人権に配慮した支援を行っていきます。
- (5) 利用者の目標達成を支援するため、常にサービスの質の向上に努めていきます。

2. 利用者数

年度当初 60名予定 (定員 60名)

3. 利用者の年齢分布 (単位：人 平均年齢は歳)

年代	男性	女性	計
18～19歳	0	3	0
20～29歳	13	8	25
30～39歳	14	7	17
40～49歳	6	2	8
50～59歳	2	2	4
60歳～	3	2	5
計	38	21	59
平均年齢	34.7	35.5	35.0

利用者障害度別状況

	愛の手帳			
	2度	3度	4度	計
男性	4	19	13	38
女性	5	12	6	21
合計	9	31	19	60

利用者障害程度区分

	男性	女性	計
区分 6			
区分 5	1		1
区分 4	2		2
区分 3	2	8	10
区分 2	8	2	10
区分 1	4	2	6
未判定	20	12	32
計	36	24	60

利用者居住状況

	区内	区外	合計
男性	34	2	36
女性	23	1	24
計	57	3	60

4. 利用者への支援

利用者が墨田さんさんプラザを利用することによって、当所の目的を達成することができるように、次の支援を行います。

(1) 個別支援計画の作成

- ① 施設が利用者に対して行う支援の妥当性や一貫性、透明性を確保するため、支援内容を具体的に記載した支援計画を作成します。
- ② 支援計画では、利用者の個性や能力に十分配慮し、将来の目標及び実現に至る具体的な支援方法を明確に示します。
- ③ 個別支援計画作成には利用者や保護者の意向を反映した計画にします。
- ④ 利用者への支援を効果的に実施するため、計画の達成状況を定期的に評価し、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

(2) 生活支援

- ① 施設内での日常生活を通して、社会人としての自覚を促すとともに、生活に必要な知識や能力を向上させていくことができるように支援していきます。
- ② 衛生観念や清潔感をはじめ、成人としての行動や身だしなみを身に付けることができるように支援していきます。
- ③ 健康管理の重要性を自覚し、自らの健康に気を配ることができるように支援していきます。

(3) 作業指導

- ① 個性や能力、健康状態に応じた適切な作業環境を提供していきます。
- ② 仕事の意義を認識し、労働意欲を高めていくことができるように指導していきます。
- ③ 仕事に対して意欲的に取り組み、集中力と忍耐力を持続することができるように指導していきます。
- ④ 作業の幅や作業能力等の向上に向けて様々な場を提供し、支援していきます。
- ⑤ 仕事を通して達成感や満足感を得られるように指導していきます。

(4) 就労支援

- ① 福祉就労支援として、墨田区より委託されている作業に従事する利用者に対し、高工賃を確保し、より一般就労に近い形態をとっていきます。
- ② 利用者が一般企業への就労に対し、積極的に取り組むことができるように、あらゆる機会を通して動機付けを行っていきます。
- ③ 企業実習や訓練実習に積極的な取り組みができるように、制度的、精神的な支援を行っていきます。

(5) その他の支援

- ① 利用者の自主性を高めるため、本人会をはじめとした自主活動を支援していきます。
- ② 利用者の自主性や社会性の習得・向上を支援するため、社会見学や宿泊旅行・自立支援行事等の行事を実施していきます。
- ③ 利用者が趣味などを活かし生活を楽しむことができるようなクラブ活動を支援するほか、スポーツ・レクリエーション大会等、行政機関や関係団体の行事にも積極的に参加していきます。
- ④ 利用者の視野を広め、社会性を高めるために、施設外の活動や体験実習を積極的に推進していきます。

(6) 健康管理

- ① 利用者の心身の状況変化をきめ細かく把握し、迅速かつ適切な対応に努めます。
- ② 毎月の体重測定の数値等を基に、食生活や生活習慣について助言を行います。
- ③ 健康管理の一環として、月1回、嘱託医による健康相談・健康指導を行います。
- ④ 定期健康診断を年1回実施します。

5. 授産事業の取組み

利用者に対して質の高い施設サービスを提供していくためには、その基礎となる授産事業の安定的運営が不可欠となります。受注および自主生産活動については、その方針を明確にし、共通の認識で臨みます。

(1) 受託作業

- ① 受託事業については、受注量の安定を確保するため、常に発注企業の動向に注視し、良好な関係の維持に努めます。
- ② 関係機関・団体及び事業所間と協力・連携し、新たな発注企業の開拓に努めます。
- ③ 支援員の授産作業へのかかわりは、利用者を主体とした生産活動ができるよう支援してまいります。
- ④ 支援者の役割分担を明確にし、効率的な支援体制を構築するとともに、絶えず単価・安全性を考慮し受注に努めます。

(2) 公園清掃作業

- ・ 高収入が得られ工賃の安定化に大きく貢献しているため、今後も発注が途絶えることがないように努めてまいります。
- ・ 広い場所での戸外作業となるため、利用者の危機管理には十分配慮するとともに、安全確保のため積極的にボランティアの活用を図ってまいります。

① 錦糸公園

年間を通し、法人三事業所において割り振りにより従事していく。

② 墨田区公園維持管理

区内指定公園の雑草取り等、公園の維持管理に従事していく。

(3) 自主生産品（パン・クッキー）

- ① 生産量・販売方法を検討し、更なる販路拡大等を図り増収を目指します。
- ② パンの製造については、状況を勘案しつつ、徐々に利用者のかかわる工程や人員を増加させていくことに努めてまいります。

(4) 喫茶接客事業

- ① 大幅な収益を期待することは難しいが、利用者の接客等を通し、能力向上の場として大きな成果が認められるため、今後も引き続き事業を継続してまいります。
- ② 担当職員を配置し、併せて横断的に職員が柔軟に対応できる体制を整えてまいります。

(5) 緑化事業

- ① 平井橋第一公園の花壇および障害者就労支援センター建物沿いの花壇に四季折々の花を植え、その管理を行ってまいります。年間を通して花壇の維持に努め、利用者と地域の人たちとのコミュニケーション作りを図ってまいります。
- ② 利用者が苗づくり及び水耕栽培の体験を通して、植物に対する愛情等、情操が育まれるような取り組みをしてまいります。前年度の成果を踏まえ、野菜の種類等考慮して進めてまいります。
また、プラザまつり等を活用して、地域住民に苗を配布することにより、地域交流の一助としてまいります。

③引き続き、墨田区環境保全課の委託を受け、花の栽培を業務化し区内の緑化に努めていきます。昨年の実績から今年度は、2倍の委託を受け新たな需要に応じていきます。

(6) 販売事業

パン及びクッキーの販売拠点を拡大することにより、障害者への理解や自主生産活動への取り組みの意義等を地域社会に発信していきます。

- ① 賛育会病院・区役所1階「福祉作業所生産品販売コーナー（スカイワゴン）」・学校法人「立志社」への出張販売、その他イベントでの注文に応じていきます。
- ② ワクワク工房デイサービス・ボランティアセンターを拠点とし、移動販売車において自主生産品を販売します。また、更なる拠点拡大を目指します。
- ③ 水耕栽培で収穫した野菜を現在の販売拠点と喫茶で販売するとともに、新たな野菜の開発も行います。

(7) 出張清掃事業

- ① 墨田区社会福祉事業団が運営する施設「おおぞら」・「墨田区就労支援センター」の清掃作業も受託し、就労の場を提供します。今年度より（おおぞら）については、午前中3時間の清掃作業となり、これまでの工賃維持が困難な状況となりました。
- ② 専従の利用者を育成し、専門技術の習得を目指します。

(8) 食品トレイ選別作業

墨田区リサイクル清掃課より受託し、立川リサイクルストックヤードにおいて施設外作業として行っています。今後もさんさんプラザ・亀沢七福作業所・向島七福作業所の3事業所が協力・協働し、取組みを行っていきます。

(10) スカイワゴン業務

墨田区役所で火・木曜の週2日スカイワゴンの販売業務および、スカイツリーソラマチ5階すみだまち処でのイベント行事に関する、売上金銭管理、商品在庫管理等の運營業務を今年度も墨田区から受託し、行っていきます。販売売上増加と、障害者福祉の啓蒙活動を視野に置き、安定した運営を図っていきます。

6. 一日のスケジュール

9:00	来 所 体 操・朝 礼 (連絡事項・作業割り振り) 作 業
10:30	(休憩)
10:40	作 業
12:00	(給食・休憩)
13:00	作 業
14:30	(休憩)
14:45	作 業
15:25	終 礼 (連絡事項・作業報告)
16:00	掃 除・帰 宅

※施設外作業従事利用者は該当しない。

7. 職員体制

職種	常勤	非常勤	計
施設長	1		1
事務スタッフ	1	0	1
支援スタッフ	6	18	24
栄養士(兼務)			
医師(嘱託)		1	1
計	8	19	27

8. 稼働日数

242日 (運営規程に定められた休業日のほか、夏季臨時休業を除いた日数。)

9. 職員研修

障害者支援事業は、人的サービスであることから、職員の知識や援助技法がサービスの質に直接影響を及ぼすこととなります。各種研修会等への参加や職場内研修により、知識習得や技法のレベルアップを積極的に図っていきます。

- (1) 職員は業務の一環として、知識や援助技法を習得するための施設外研修に積極的に参加します。
- (2) 職員が受講した研修の波及効果を高めるために、職員による内部講習を実施します。
- (3) 支援会議を定期的開催し、利用者の処遇について検討するとともに、職員の職務遂行に必要な知識・技法の習得や問題提起の場としても機能させます。

(4) OJT を重要視し、職員相互の啓発が日常的に行われる職場風土をつくっていきます。

10. 地域交流等

墨田さんさんプラザの円滑な運営には、利用者や施設に対する地域の理解と支援は不可欠です。墨田さんさんプラザでは、知的障害者理解のための啓発活動の意味も含めて、次のとおり地域交流やボランティア等を積極的に受け入れていきます。

- (1) さんさんプラザまつりの実施
- (2) ボランティアの受け入れ
- (3) 見学者の受け入れ
- (4) 日常業務による地域交流（パン・クッキーの製造販売、喫茶事業、受託事業）
- (5) 地域活動への参加（町会への加入、地域行事への参加）
- (6) 自主生産品の出張販売および移動販売車の活用
- (7) 施設外作業事業

11. 年間スケジュール

実施月	行事内容
4月	* お花見（1日） * 保護者連絡会（10日）
5月	* 保護者連絡会（8日） * バスハイク（15日） * 火災避難訓練
6月	* 保護者連絡会（10日） * 定期健康診断（18・24日） * ボーリング大会（25日）
7月	* 保護者連絡会（10日）
8月	* 保護者連絡会（8日） * 夏期休暇（15日前後）
9月	* 地震避難訓練（1日） * 保護者連絡会（10日）
10月	* 保護者連絡会（9日） * スポーツ・レクリエーション大会（18日） * さんさんプラザまつり（24日）
11月	* 宿泊旅行（5・6日） * 保護者連絡会（10日）
12月	* すみだスマイル・フェスティバル（6日） * 保護者連絡会（10日） * 年末休暇（29～31日）

1月	* 年始休暇（1～4日） * 新年顔合わせ会（5日） * 保護者連絡会（9日）
2月	* 保護者連絡会（8日） * すみだまち処共同販売展（28日頃）
3月	* 保護者連絡会（10日）

12. 本年度の重点課題平成27年度は、以下の点について特に力を注ぎ、更なるサービスの質の向上を目指すべく、積極的に事業を推進していきます。

(1) 新規授産事業の取り組み利用者の工賃向上と職域の拡大、また積極的な地域との交流を目的として、新たな授産活動を開始します。

①清掃作業（おおぞら）

今年度より午前中3時間の清掃内容となったため、これまでの実績を元に効率的な作業体制を確立します。

②公園維持管理作業

上記清掃作業時間の軽減により工賃の減少が生じることへの対応として、今年度より墨田区から委託を受けて実施します。

③自主生産品

【取組み内容】

- ・福祉作業所生産品共同販売コーナー（スカイワゴン）を活用し、パンの増産と収益の拡大、利用者の関わりを増やす等積極的に展開していきます。
- ・常に新たな商品の開発を行い、売上を増やすことで工賃向上につなげていきます。

(2) 利用者支援の充実

①利用者に対するサービスの水準を維持するため、支援マニュアル・ヒヤリハットを整備し、ケース記録の記入方法の見直し等で職員間の統一したサービスを行っていきます。また、今年度は日常業務の中で行っている支援内容を元にした個別支援マニュアルの作成を行います。

②利用者の休み時間の安全管理に対応するため、当番職員を配置し安全確保に努めるとともに、利用者の有意義な休息時間が過ごせるよう配慮していきます。

③本人会の活動に対し、職員は積極的に適切な助言をしていくことにより、自立した自主運営ができるよう支援していきます。

(3) 啓発事業の取り組み

①就労継続支援B型の特性を生かし将来的に就労へ結びつくよう、自主生産品に従事する利用者の専門性を育成していきます。

②スカイワゴン業務の一環であるスカイツリーソラマチ5Fすみだまち処での共同販売展を行うにあたり、より良い企画展を開催し宣伝活動が出来るよう推進していきます。

平成27年度 すみださんさんる一む事業計画

すみださんさんる一むでは、社会福祉法人墨田さんさん会の活動理念に則り、次の基本方針に沿って事業を実施します。

<短期入所事業>

1 基本方針

- (1) 居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、さんさんる一むへ短期間の入所を必要とする利用者に対し、日常生活上の支援を提供します。
- (2) 利用者及びその家族等のニーズに対応したきめ細かいサービスを行います。
- (3) 利用者の安全・人権に配慮したサービスを行っていきます。

2 利用者定員

定員2名（その他に緊急枠1名）

3 サービス提供時間

24時間対応

4 職員体制

短期入所事業・日中一時支援事業

- ・管理者 1名（兼務）
- ・支援スタッフ 5名（常勤職員1名、非常勤職員1名、臨時職員2名）

<日中一時支援事業>

1 基本方針

- (1) 知的障害者等の日中活動の場の確保、障害者等の親の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としてさんさんる一むの利用を必要とする利用者に対し、日常活動の支援を提供します。
- (2) 利用者及びその家族等のニーズに対応したきめ細かいサービスを行います。
- (3) 利用者の安全確保・人権に配慮したサービスを行っていきます。

2 利用者定員

定員3名

3 サービス提供時間

午前8時30分から午後6時30分まで

〈本年度の重点課題〉

- ① 絶えず緊急性の高い利用者を優先することとし、利用の調整を図っていきます。
- ② 両事業が円滑に実施できるよう職員体制を確立すると共に、効率的な受け入れに努めます。
- ③ 利用者が安心して、快適に過ごせるよう支援していきます。
- ④ 本年度より、消防法の改正があり短期入所事業の受け入れ等について改善が迫られています。今後3年間の経過措置となっており、施設整備の必要性等対応を考えて行きます。

平成27年度 ワクワク工房デイサービス事業計画

1. 基本方針

ワクワク工房デイサービスでは、社会福祉法人墨田さんさん会の活動理念に則り、次の基本方針に沿って事業を実施します。

2. 支援方針

- (1) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行っていきます。
- (2) 利用者の個性にきめ細かく配慮するとともに、意思を尊重した支援を行っていきます。
- (3) 利用者の人権に配慮した支援を行っていきます。
- (4) 利用者の目標達成を支持するために、常にサービスの質の向上に努めていきます。

3. 利用者への支援

- ① 利用者がリラックスできる雰囲気の中で、利用者の体調や状況に合わせ、豊かな日常生活が過ごせるよう支援していきます。
- ② 活動内容、活動形式を工夫し、利用者に充実した活動を提供します。
- ③ 利用者ひとりひとりに行き届いた対応ができるように心がけます。
- ④ 利用者の進路においては、本人、保護者、関係機関と連携をして、丁寧な支援を心がけます。
- ⑤ 職員は常に共通意識を持って利用者の支援にあたり報告、連絡を密にします。

4. 事業種別 指定生活介護

5. 利用定員 20名
 在籍人数 16名

障害内容・年齢

(H26. 3. 31)

	愛の手帳			
	2度	3度	4度	計
男性	0	3	1	4
女性	1	6	5	13
合計	1	9	6	16

	年齢					計
	20代	30代	40代	50代	60代以上	
男性	0	0	2	1	1	4
女性	0	1	2	3	6	12
合計		1	4	4	7	16

	居 住		
	自宅	GH	計
男性	1	3	4
女性	8	4	12
合計	9	7	16

	障害程度区分						
	1	2	3	4	5	6	計
男性		1	2		1		4
女性		4	7	1			12
合計		5	9	1	1		16

6. 具体的支援活動

長年にわたり在宅生活を送り、また、一般企業退職者、福祉就労に馴染まない、介護が必要な知的障害者に対して、創作的活動又は生産活動等の文化活動を通じて仲間と触れ合い生きがいを高められるように支援します。

①個別支援計画の作成

利用者への支援を効果的に実施するため、利用者や保護者の意向を反映し、将来の目標及び実現に至る具体的な支援方法を記載した支援計画を作成します。

②創作活動・文化活動等 以下に挙げる活動を中心に、利用者が仲間と触れ合い、社会性を身につけ、生活をより豊かにできるよう支援します。

○ 音楽 ○ 絵画 ○ 手芸 ○ 自由選択活動

③社会適応訓練・生産活動

○ 軽作業 ○ 自主生産 ○ 調理実習 ○ パソコン

④機能訓練

○ 体操 ○ 散歩 ○ Wiiゲーム

⑤相談事業 利用者、家族の方からの相談を受付けます。

⑥給食サービスの実施 月曜日～金曜日

⑦健康管理 ・検温（毎日）・身体測定（週1回）・血圧測定（週1回）
・健康診断（年1回 向島保健センター）

⑧防災訓練 年2回実施

⑨第三者評価受審

⑩苦情解決処理

- ・利用者から出された苦情については迅速に対応を行います。
- ・苦情解決処理体制（窓口・責任者・第三者）の設定

7. 週間予定表

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前	作業	作業	調理実習	作業	作業
午後	自由選択活動	自由選択活動	作業	自由選択活動	自由選択活動

職員体制

職員	管理者	サービス管理 責任者	医師 (嘱託医)	看護職員	生活支援員
常勤	1	1			1
非常勤			1	1	4
計	1	1	1	1	5

8. 活動日時

月曜日～金曜日（休日；土曜、日曜、国民の祝日、年末、年始、その他所長が 必要と認めた日）

9：00～16：00

9. 行事

- ・ 食事会（誕生日会を含む）（毎月）
- ・ 所外活動（日帰りレクリエーション・宿泊旅行・親子旅行）
- ・ お花見・クリスマス会・忘年会
- ・ 保護者連絡会（必要に応じて開催）

10. 諸会議

（ア）朝のミーティング（毎日）

（イ）職員会議（月1回）

（ウ）必要に応じてケース検討会議

11. 本年度 重点目標

平成27年度は以下の点について特に力を注ぎ、更なる福祉サービスの質の向上を目指すべく、積極的に事業を推進していきます。

① 創作活動・文化活動

【取り組み内容】

- ・ 一人ひとりの目的に応じた創作活動・文化活動の支援をしていきます。
- ・ 利用者の興味を探る中で、選択活動を提供し、利用者一人ひとりが楽しめるよう自由選択活動の充実を図っていきます。

② 社会適応訓練・生産活動

【取り組み内容】

- ・ 作業や刺し子、調理実習などの活動を通して自立を目指します。
- ・ 自主生産のパウンドケーキの生産・販売等を通し、地域社会への啓発・交流を図ります。

- ・軽作業の受注を積極的に行い、社会的生産活動に取り組んでいきます。

③ 機能訓練

【取り組み内容】

- ・万歩計「徒歩でゆく東海道五十三次」、昨年に引き続き京都を目指し、楽しく歩きながら健康維持の意識を高めていきます。
- ・Wii ゲームやトランプなどで利用者のコミュニケーションを深め、身体の活性化を図ります。

12. 年間スケジュール

実施月	行事内容
4月	*お花見(1日) *保護者連絡会・誕生日会(20日)
5月	*火災避難訓練・食事会(27日)
6月	*所外レクリエーション(12日) *誕生日会(22日) *ボウリング大会
7月	*誕生日会(27日)
8月	*夏期休暇(15日前後) *健康診断(20日)・*誕生日会(20日)
9月	*地震避難訓練・誕生日会(22日)
10月	*スポーツレクリエーション大会(18日) *誕生日会(26日)
11月	*宿泊旅行 *誕生日会(16日)
12月	*すみだスマイルフェスティバル *保護者連絡会・誕生日会(21日) *年末休暇(29日～31日)
1月	*年始休暇(1日～4日) *新年顔合わせ会(5日) *誕生日会(25日)
2月	*すみだまち処共同販売展(19日～24日) *誕生日会(22日)
3月	*所外レクリエーション *誕生日会(22日)

平成27年度 亀沢七福福祉作業所事業計画

1. 基本方針

亀沢七福福祉作業所では、社会福祉法人墨田さんさん会の活動理念に則り、次の基本方針に沿って事業を実施します。

- ①一般企業へ就労することが困難な知的障害のある方に施設と仕事を提供し、仕事や集団生活を通して、日常生活の自立及び社会的適応能力・作業能力の向上を支援します。
- ②この事業を利用する障害者（以下、利用者）の一般企業への就労支援を積極的に行います。
- ③利用者の個性にきめ細かく配慮するとともに、意思を尊重した支援を行います。
- ④利用者の人権に配慮した支援を行います。
- ⑤利用者の目標達成を支援するため、常にサービスの質の向上に努めていきます。

2. 事業種別

就労継続支援 B型

3. 利用者状況

年齢分布	男性	女性	計
～19 歳			0
20～29 歳	1		1
30～39 歳	4	1	5
40～49 歳	3	2	5
50～59 歳	1	3	4
60 歳～	1	2	3
計	10	8	18
平均年齢	42.0	51.3	46.1

居住分布	区内	区外	合計
男性	10		10
女性	7	1	8
合計	17	1	18

愛の手帳	2 度	3 度	4 度	計
男性	2	2	6	10
女性		3	5	8
合計	2	5	11	18

障害程度区分	男性	女性	計
区分 6			
区分 5			
区分 4			
区分 3	2		2
区分 2	5	5	10
区分 1			
未判定	3	3	6
計	10	8	18

4. 職員体制

施設長 1名（兼務）
サービス管理者 1名
常勤職員 1名
非常勤職員（正規職員） 2名
臨時職員 1名

5. 利用時間等

月曜日～金曜日 午前9時～午後4時

（休日：土曜、日曜、国民の祝日、年末、年始、その他施設長が必要と認めた日）

6. 利用者支援

利用者が亀沢七福福祉作業所を利用することによって当所の目的を達成することが出来るように、次の支援を行います。

①個別支援計画の作成

利用者への支援を効果的に実施するため、利用者や保護者の意向を反映し、将来の目標及び実現に至る具体的な支援方法を記載した支援計画を作成します。

②生活支援

日常生活を通して、社会人としての自覚を促すと共に、生活に必要な知識や能力を向上させていくことができるように支援していきます。

③作業指導

利用者の個性や能力、健康状態に応じた適切な作業環境を提供します。その中で、仕事の意義を認識し労働意欲を高めていくことができるよう指導していきます。

④就労支援

利用者が一般企業への就労に対し、積極的に取り組むことができるように、あらゆる機会を通して支援を行っていきます。

⑤本人会活動

本人会活動においては、行事等の企画段階からの参画や、所内でのルール決定等の自治を通して、自主性の構築を図ります。会活動にあたっては利用者の意向を尊重しながら、これを支援していきます。

⑥授産活動

生産活動の機会を提供し、それによって得られた収益を工賃として支給します。

⑦地域緑化推進作業

区からの受託事業として亀沢第一児童遊園の花壇に、植物の栽培及び管理（水やり、害虫駆除等）を業務とします。

⑧リサイクル作業

墨田さんさん会の三事業所が協働して食品トレーの分別作業及び回収業務に伴う付随作業を行います。月曜日～土曜日利用者派遣

⑨自主生産品製造販売

自主生産品としてチョコレートケーキ等を製造販売し、地域への啓発・作業種の拡大・工賃向上を図ります。

⑩余暇活動

余暇活動を通し、創作的な活動やレクリエーションの機会を提供します。

⑪健康管理

健康診断（年1回）や体重測定（月1回）を実施し、健康状態の把握や助言を行ないます。

⑫日常生活上の支援

給食サービスの実施（月曜日～金曜日）

9. 年間スケジュール

実施月	行事内容
4月	保護者連絡会(13日)
5月	バスハイク(8日) 保護者連絡会(11日) 火災避難訓練(20日)
6月	保護者連絡会(11日) ボウリング大会(16日)
7月	保護者連絡会(13日)
8月	夏季休暇(15日前後)
9月	保護者連絡会(11日) 地震避難訓練(24日)
10月	保護者連絡会(13日) スポレク(18日) 定期健康診断(28日)
11月	保護者連絡会(11日)
12月	すみだスマイルフェスティバル(6日) 保護者連絡会(11日) 利用者忘年会(28日) 年末休暇(29～31日)
1月	年始休暇(1～4日) 新年顔合わせ会(5日)
2月	保護者連絡会(12日)
3月	保護者連絡会(11日) 新事業所への職員派遣

※余暇活動：毎月第3火曜日

10. 本年度重点目標

平成27年度は以下の点について特に力を注ぎ、更なる福祉サービスの質の向上を目指すべく、積極的に事業を推進していきます。

① 新事業所への取り組み

【取り組み内容】

平成28年4月開所予定の「(仮称)空ゆけ未来工房」住所：墨田区横川4-11-2(定員40名)への移転が決定しました。これに伴い、これまでの事業が円滑に移行できるよう準備を進めていきます。特に、利用者の通勤指導や新規利用者の引き継ぎ等、利用者が従前と変わらず安心して通所できるよう努めていきます。

㊦利用者・保護者への不安解消

・保護者連絡会や本人会を通して、随時説明を行っていきます。

㊧組織の強化

・非常勤(正規職員)2名を増員し、組織の強化を図っていきます。

㊨厚生会館利用者の受け入れ

・本人等の希望を優先し積極的に受け入れ、契約を実行していきます。

㊩円滑なる移行

・28年3月に厚生会館へ職員を派遣し、受け入れの円滑化を図っていきます。

㊪快適な施設環境整備

・利用者にとって快適な事業所環境が整備されるよう開設準備を行っていきます。

② 第三者評価の受審

【取り組み内容】

第三者評価を受審し、福祉サービスの向上を図ります。

平成27年度 向島七福福祉作業所事業計画

1. 基本方針

向島七福福祉作業所では、社会福祉法人墨田さんさん会の活動理念に則り、次の基本方針に沿って事業を実施します。

- ① 一般企業へ就労することが困難な知的障害のある方に、施設と仕事を提供し、仕事や集団生活を通して、日常生活の自立及び社会的適応能力・作業能力の向上を支援します。
- ② 利用者（この事業を利用する障害者をいう。以下同じ。）の一般企業への就労支援を積極的に行います。
- ③ 利用者の個性にきめ細かく配慮するとともに、意思を尊重した支援を行います。
- ④ 利用者の人権に配慮した支援を行います。
- ⑤ 利用者の目標達成を支援するため、常にサービスの質の向上に努めていきます。

2. 事業種別

就労継続支援B型

3. 利用者の年齢分布

年代	男性	女性	計
30～39歳	1		1
40～49歳	3	4	7
50～59歳	4	2	6
60歳～	2	3	5
計	10	9	19
平均年齢	51.4	52.8	52.1

利用者障害度別状況

	愛の手帳			計
	2度	3度	4度	
男性		4	6	10
女性	1	3	5	9
合計	1	7	11	19

利用者障害程度区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分未判定	計
男性		4	3	1	2	10
女性		5	1		3	9
合計		9	4	1	5	19

利用者居住状況

	区内	区外	合計
男性	10	0	10
女性	7	2	9
計	17	2	19

4. 職員体制

施設長 1名 サービス管理者(兼務) 1名 常勤職員 1名 臨時職員 4名

5. 開所日時

月曜日～金曜日の午前9時～午後4時

(休日：土曜、日曜、国民の祝日、年末、年始、その他施設長が必要と認めた日)

6. 主な作業及び活動内容

①授産活動

生産活動の機会を提供し、それによって得られた工賃を支給する。

②地域緑化作業

区からの受託事業として、今年度は横川さんかく公園の花壇に、植物の栽培及び管理(水やり、害虫駆除等)を業務とします。

③リサイクル作業

墨田区リサイクル清掃課より受託を受け、立川リサイクルストックヤードにおいて月曜日～土曜日(祭日含む)まで利用者を派遣します。さんさんプラザ・亀沢七福福祉作業所・向島七福福祉作業所の3事業所が協力・協働し、取り組みを行います。

④自主生産

「お袋さん」の袋物製作過程において、利用者が関われる場面を増やし、作業幅の拡大に取り組みます。今後、他にもっと利用者が関われる自主生産品がないか摸索していきます。

⑤創作的活動及び余暇活動

余暇活動を通じ創作的活動やレクリエーション、デザート作りなどの機会を提供します。

⑥健康管理

定期健康診断の実施(年1回)体重測定(月1回)を通じ、健康状態の把握、助言を行います。

⑦日常生活上の支援

給食サービスの実施(月曜日～金曜日)

7. 利用者支援

①個別支援計画の作成

利用者への支援を効果的に実施するため、利用者や保護者の意向を反映し、将来の目標及び実現に至る具体的な支援方法を記載した支援計画を作成します。計画の達成状況を中間で評価し、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

②作業指導

利用者の個性や能力、健康状態に応じた適切な作業環境を提供します。仕事の意義を認識し、労働意欲を高めていくことができるように指導していきます。

③就労支援

一般企業への就労を希望する利用者に対し、積極的に取り組むことができるように、あらゆる機会を通して支援を行なっていきます。

④生活支援

日常生活を通して、社会人としての自覚を促すとともに、生活に必要な知識や能力を向上させていくことができるように支援していきます。

8. 年間スケジュール

実施月	行事内容
4月	保護者連絡会（10日） バスハイク（24日）
5月	火災避難訓練
6月	保護者連絡会（10日） ボウリング大会
8月	保護者連絡会（10日） 夏季休暇（14日前後）
9月	地震避難訓練
10月	保護者連絡会（9日） 墨田区障害者スポーツレクリエーション大会（18日） 定期健康診断（28日）
11月	一泊旅行（5,6日）
12月	保護者連絡会（10日） 大掃除・忘年会（28日） 年末休暇（29～31日）
1月	年始休暇（1～4日） 新年顔合わせ会（5日）
2月	保護者連絡会（10日）
3月	所外活動

余暇活動 毎月第4木曜 本人会 月1回

9. 本年度重点課題

平成27年度は、以下の点について特に力を注ぎ、更なる福祉サービスの質の向上を目指すべく、積極的に事業を推進していきます。

①職員による利用者支援の向上

【取り組み内容】

作業所内に、気づきメモや利用者の意見箱を設置し、その内容を検討、改善します。又、高齢者が多いため、怪我の無いよう作業所内を整理整頓し、利用者支援の向上に努めます。

②利用者が工賃等の支払について理解しやすい情報提供

【取り組み内容】

3カ月毎の工賃査定の仕組みや工賃の支払い方法について、口頭での説明に加えいつでも確認できるように掲示します。

③本人会の充実

【取り組み内容】

本人会での利用者の意見を可能な限り取り上げ、充実した活動ができるよう支援していきます。

④個別支援計画の策定

【取り組み内容】

利用者・保護者(世話人)との面談により、目標・課題を確認し、支援の充実を図るための計画を作成します。

⑤ケース記録の充実

【取り組み内容】

個別支援計画に則り、それに沿った利用者の支援状況や生活状況を記録していくことによりケース記録の充実を図ります。

平成27年度 ほ一む大洋事業計画

ほ一む大洋では、社会福祉法人墨田さんさん会の活動方針に則り、次の基本方針に沿って共同生活援助事業(介護サービス包括型)を実施します。

1. 基本方針

- (1) 入居者が安心して、日常生活を営める住居を提供します。
- (2) 入居者及びその家族等のニーズに対応した、きめ細かいサービスを提供します。
- (3) 入居者の安全を確保し、人権を尊重し入居者一人ひとりが快適な生活が営めるよう、サービスの向上に努めます。

2. 入居対象者

知的障害を有する方

3. 入居者定員

定員は7名とします。

4. 職員体制

- ・管理者 常勤 1名(兼務)
- ・サービス管理責任者 常勤 1名(兼務)
- ・世話人 常勤 1名(兼務) ・非常勤 4名
- ・生活支援員 非常勤 1名

5. 事業内容

- (1) 宿泊施設の提供
- (2) 食事サービスの実施(朝食及び夕食)
- (3) レクリエーション活動
- (4) 入居者・ご家族からの相談に応じます。
- (5) 苦情解決処理 入居者から出された苦情については、迅速に対応します。
なお、(1)から(3)については、経費の自己負担があるほか、別途実費を徴収する場合があります。

6. 入居者への支援

(1) 個別支援計画の作成

- ①支援計画では、入居者の個性や能力・健康状態に十分配慮し、自立へ向けての目標及び実現に至る具体的な支援方法を明確に示します。
- ②個別支援計画作成には入居者や保護者の意向を反映した計画にします。
- ③入居者への支援を効果的に実施するため、計画の達成状況を定期的に評価し、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

(2) 生活支援

- ①ほ一む内での日常生活を通して、社会人としての自覚を促すとともに、生活に必要な知識や能力を向上させていくことができるよう支援していきます。
- ②日中活動の施設との密なる連携をとり、迅速かつ適切に問題解決に努めてまいります。
- ③衛生観念や清潔感をはじめ、成人としての行動や身だしなみを身につけることができるように支援していきます。
- ④健康管理の重要性を自覚し、自らの健康に気を配ることができるように支援していきます。

(3) 健康管理

入居者の高齢化に伴い、体調管理や心身の状況変化をきめ細かく把握し、迅速かつ適切な対応に努めます。

(4) 安全管理

- ①防災訓練を実施します。
- ②全職員が安全管理対応の徹底を周知し、安全確保に努めてまいります。

7. 本年度重点課題

(1) 生活の充実

- ① 余暇活動の充実が図られよう努めます。
(宿泊体験の実施・外出の機会を多くもつ)
- ② 職員が多く研修に参加できるよう努めます。
- ③ 食事のメニューがマンネリ化しないよう努めます。
(入居者の希望を取り入れる)

(2) 災害の体制

- ① 夜間の災害を想定した訓練を重ねます。
- ② 災害備蓄品を整備します。

平成27年度 ほーむアンブレラ事業計画

ほーむアンブレラでは、社会福祉法人墨田さんさん会の活動方針に則り、次の基本方針に沿って共同生活援助事業（介護サービス包括型）を実施します

1. 基本方針

- (1) 入居者が安心して、日常生活を営める住居を提供します。
- (2) 入居者及びその家族等のニーズに対応した、きめ細かいサービスを提供します。
- (3) 入居者の安全を確保し、人権を尊重し入居者一人ひとりが快適な生活が営めるよう、サービスの向上に努めます。

2. 入居対象者

知的障害を有する方

3. 入居者定員

A・B 2ユニットとし、それぞれ10名・4名とします。

4. サービス提供時間

24時間対応

5. 職員体制

- ・管理者 常勤 1名（兼務）
- ・サービス管理責任者 常勤 1名（兼務）
 - Aユニット ・世話人 常勤 1名 ・非常勤 2名 ・生活支援員 非常勤 7名
 - Bユニット ・世話人 常勤 1名 ・非常勤 1名

6. 事業内容

- (1) 宿泊施設の提供
- (2) 食事サービスの実施（朝食及び夕食）
- (3) レクリエーション活動
- (4) 入居者・ご家族からの相談に応じます。
- (5) 苦情解決処理 入居者から出された苦情については、迅速に対応します。
なお、(1) から (3) については、経費の自己負担があるほか、別途実費を徴収する場合があります。

7. 入居者への支援

(1) 個別支援計画の作成

- ① 支援計画では、入居者の個性や能力・健康状態に十分配慮し、自立へ向けての目標及び実現に至る具体的な支援方法を明確に示します。
- ② 個別支援計画作成には入居者や保護者の意向を反映した計画にします。
- ③ 入居者への支援を効果的に実施するため、計画の達成状況を定期的に評価し、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

(2) 生活支援

- ① ほ一む内での日常生活を通して、社会人としての自覚を促すとともに、生活に必要な知識や能力を向上させていくことができるよう支援していきます。
- ② 日中活動の施設との密なる連携をとり、迅速かつ適切に問題解決に努めてまいります。
- ③ 衛生観念や清潔感をはじめ、成人としての行動や身だしなみを身につけることができるように支援していきます。
- ④ 健康管理の重要性を自覚し、自らの健康に気を配ることができるように支援していきます。

(3) 健康管理

入居者の心身の状況変化をきめ細かく把握し、迅速かつ適切な対応に努めます。

(4) 安全管理

- ① 防災訓練の実施（2か月に1回）
- ② 全職員が安全管理対応の徹底を周知し、安全確保に努めてまいります。

8 本年度重点課題

(1) 生活の充実

- ① 余暇活動の充実が図れるよう努めます。
(全体のバスハイクの実施等)
- ② 食事のメニューがマンネリ化しないよう努めてまいります。
(入居者の希望を取り入れる)
- ③ 職員が多くの研修に参加できるよう努めます。

(2) 災害の体制

- ① 夜間の災害を想定した訓練を重ねる
- ② 災害備蓄品の整備

平成27年度 相談支援センターさんさん事業計画

1. 事業の目的

相談支援センターさんさんは、社会福祉法人墨田さんさん会の活動理念に則り、次の方針に沿って指定特定相談支援事業を実施します。

2. 運営の方針

- (1) 運営に当たっては利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう配慮して行うものとします。
- (2) 事業の運営にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との連携を図り、総合的なサービスの提供をしていきます。
- (3) 指定特定相談支援は、利用者及びその保護者等の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するように行うものとします。
- (4) 事業実施にあたっては、自らその提供する指定特定相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとします。
- (5) 前4項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとします。

3. 営業日 営業時間

- (1) 事業所の営業日は原則として月曜から金曜日の週5日間、営業時間は午前9時から午後5時とします。
- (2) 事業所は、土日の休日以外に次の休日を定めます。
 - ・国民の祝日に関する法律に規定されている日
 - ・年末年始、12月29日から1月4日及び8月の盆休み3日間
 - ・管理者が事業所の運営状況により事前に指定した日

4. 事業の推進

平成24年4月から法により相談支援の充実が図られましたが、この暫定措置が28年3月末までに延長されることとなりました。さんさん会では既に必要な方には全て計画を実施しており、今年度も必要な全ての方の需要に応えていきたいと思っております。

① 基本相談支援

障害者等からの基本的な相談を受けます。

② 計画相談支援サービス等利用支援、モニタリング等継続支援、サービス等利用計画の作成、継続サービス利用支援を行います。

必要な方にはキメの細かいモニタリング等を行い適正な相談支援が行えているか評価をしていきます。

5. 職員体制 管理者 1名（兼務）
相談支援専門員 1名（兼務）
6. 事業の主たる対象者
知的障害者（18歳未満の方を除く）
7. 事業の実施地区
通常は墨田区、台東区、江東区、江戸川区、葛飾区とします。
8. 研修
従業員の質的向上を図るため、機会を設け 研修を行っていきます。
9. 虐待防止
利用者の人格を尊重する視点に立ったサービス提供に努め又、虐待防止に必要な措置を講じるとともにその疑いがあれば防止策を講じ区へ報告をします。
10. 個人情報の保持
従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
また、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。